

しまね観光大使規約

（目 的）

第1条 しまね観光大使（以下「観光大使」という。）は、公益社団法人島根県観光連盟（以下「（公社）島根県観光連盟」という。）の主催する行事及びその他の観光関連行事等に島根県の代表として勤務し、島根県の観光振興に寄与することを目的とする。

（任 期）

第2条 観光大使の任期は、2年間とする。但し、観光大使及び（公社）島根県観光連盟双方の合意があれば延長することができる。

（勤務の内容）

第3条 勤務とは、第1条の目的を達成するために観光大使の行う業務及び勤務地への往復にかかる業務をいう。

（勤務の要請）

第4条 観光大使の勤務を希望する団体は、書面により（公社）島根県観光連盟事務局（以下「事務局」という。）に依頼するものとする。

2 派遣依頼書が提出され、事務局が派遣を適当と認めた場合には、電話又は文書により観光大使に勤務を要請する。

（経費の負担）

第5条 派遣依頼者は、観光大使の勤務に伴う旅費（交通費・宿泊費・食費）については派遣依頼者の旅費規程により支給し、謝金については別表に定める額を支給するものとする。

（研 修）

第6条 観光大使は、勤務を遂行するため、（公社）島根県観光連盟が実施する研修を受けなくてはならない。

2 研修に係る経費は、旅費については実費を支給するが、謝金は支給しないものとする。

（服 装）

第7条 観光大使は、事務局の指示する服装によって勤務を行うものとする。

(職務専念の義務)

第 8 条 観光大使は、勤務中においては、その職務に専念しなければならない。

(遵守事項)

第 9 条 観光大使は、勤務以外の時においても島根県の代表としてのイメージを損ねることのないよう常に品位を保ち、(公社)島根県観光連盟の名誉を害し信用を傷つけることのないよう努めなければならない。

(勤務中の事故処理)

第 10 条 観光大使の勤務中の事故については、派遣依頼者がその責任を負う。

(特 典)

第 11 条 (公社)島根県観光連盟は、副賞として、10 万円分の旅行券を贈呈するものとする。

(資格の喪失)

第 12 条 観光大使は次のいずれかの一に該当した場合、資格を失うとともに前条に定める特典を受ける権利を失う。

- (1) 資格要件を偽って応募したことが判明した場合
- (2) 病気等の事由により、長期にわたり職務を遂行できない場合
- (3) 事務局の指示に従わない場合
- (4) その他、公序良俗に違反する行為等を行った場合

(雑 則)

第 13 条 その他この契約に定めのない事項については、(公社)島根県観光連盟会長が別に定める。

- 附 則 この規約は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成 24 年 7 月 5 日から施行する。
- 附 則 この規約は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この規約は、令和３年６月１日から施行する。

別表（第５条に定める謝金の額）

日数等	半日	１日	移動のみの日
金 額	5,000円	10,000円	１日につき5,000円

※半日とは移動時間も含め概ね４時間以内